香川高等専門学校内部組織規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

（目的）

第１条　この規則は，独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第５条及び香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 11 条の規定に基づき，香川高等専門学校（以下「本校」という。）の内部組織（事務部組織を除く。）等に関することについて定め，もつて校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第２条　本校の校務は，次の各号の位置にあるキャンパスにおいて行う。

一　高松キャンパス　香川県高松市勅使町

二　詫間キャンパス　香川県三豊市詫間町

２　高松キャンパスに，次の各号に掲げる学則第７条第２項に定める学科（以下「学科」という。）及び学則第 46 条に定める専攻（以下「専攻」という。）を置く。

一　機械工学科

二　電気情報工学科

三　機械電子工学科

四　建設環境工学科

五　創造工学専攻

３　詫間キャンパスに，次の各号に掲げる学科及び専攻を置く。

一　通信ネットワーク工学科

二　電子システム工学科

三　情報工学科

四　電子情報通信工学専攻

（教員組織）

第３条　この規則において，教員とは，学則第８条第１項に定める校長，教授，准教授，講師，助教及び助手で，本校に常時勤務するものをいう。

２　本校に，学科，専攻のほか，一般教育科を置き，教員（校長を除く。）は，学科，専攻及び一般教育科（以下「学科等」という。）又は第 19 条に定める地域人材開発本部のいずれかに属するものとする。

（副校長）

第４条　第２条第１項に定める各キャンパスに副校長をそれぞれ置く。

２　副校長は，教授をもつて充て，校長の命により，校長の補佐を行う。

３　副校長は，校長が不在のときは，その職務を代行する。

（校長補佐）

第５条　本校に校長補佐を置くことができる。

２　校長補佐は，教授又は准教授をもつて充て，校長の命により，本校の運営に係る特定の事項について，校長の補佐を行う。

（主事）

第６条　各キャンパスに教務主事，学生主事及び寮務主事（以下「主事」という。）をそれぞれ置き，教務主事は教授，学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもつて充てる。

（副主事）

第７条　教務主事，学生主事及び寮務主事の下に，それぞれ教務副主事，学生副主事及び寮務副主事（以下「副主事」という。）を置くことができる。

２　副主事は，教授，准教授又は講師をもつて充て，校長が任命する。

３　副主事は，当該主事を補佐し，所掌の業務を処理する。

（主事補）

第８条　教務主事，学生主事及び寮務主事の下に，それぞれ教務主事補，学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」という。）を置くことができる。

２　主事補は，教授，准教授，講師又は助教をもつて充て，校長が任命する。

３　主事補は，主事の命を受け，所掌の業務を処理する。

（専攻科長）

第９条　学則第 44 条に定める専攻科に専攻科長を置き，第 10 条に定める専攻長をもつて充て，校長が任命する。

２　専攻科長は，校長の命を受け，専攻科の管理，運営に関することを処理する。

（専攻長）

第 10 条　専攻科に，創造工学専攻長及び電子情報通信工学専攻長（以下「専攻長」という。）を置く。

２　専攻長は，教授，准教授をもつて充て，校長が任命する。

３　専攻長は，専攻科長を補佐し，所掌の業務を処理する。

（学科長等）

第 11 条　各学科に学科長，一般教育科に各キャンパスの一般教育科長（以下「学科長等」という。）を置く。

２　学科長等は，校長の命を受け，それぞれの学科等を代表し，当該学科等における次の各号に掲げる事項を処理する。

一　教育計画の立案に関すること。

二　教員の研究，勤務の把握に関すること。

三　学生の教育，指導に関すること。

四　学科等内の連絡，調整に関すること。

五　その他校長の指示する事項

３　学科長等は，教授又は准教授をもつて充て，校長が任命する。

（一般教育教科主任）

第 12 条　一般科目の各教科にそれぞれ一般教育教科主任（以下「教科主任」という。）を置く。

２　教科主任は，各教科ごとに，それぞれの教科を担当する教授，准教授又は講師をもつて充て，校長が任命する。

３　教科主任は，校長の命を受け，次の各号に掲げる事項を処理する。

一　教科の指導方針策定に関すること。

二　授業時間割りの作成に関すること。

三　各学科長及び教務委員会との連絡調整に関すること。

四　その他校長の指示する事項

（専攻科長等の任期）

第 13 条　第７条及び第９条から第 11 条に掲げる職務の任期は２年，第８条及び第 12 条に掲げる職務の任期は１年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（学級担任及び学級副担任）

第 14 条　学則第７条第２項に定める各学級に学級担任を置き，学級副担任を置くことができる。

２　学級担任及び学級副担任は，教授，准教授，講師又は助教をもつて充て，校長が任命する。

３　学級担任は，校長の命を受け，各主事，学級所属の学科長等及び当該学年の学年主任と連絡を密にし，学級における次の各号に掲げる事項を処理する。

一　教務に関すること。

二　学生指導に関すること。

三　特別活動に関すること。

四　管理運営に関すること。

五　その他校長の指示する事項

４　学級副担任は，当該学級担任を補佐する。

（学年主任）

第 15 条　第１学年，第２学年及び第３学年にそれぞれ各キャンパスの学年主任を置く。

２　学年主任は，当該学年の学級担任のうちから校長が任命する。

３　学年主任は，校長の命を受け，各主事及び当該学年の学級担任と連絡を密にし，担当する学年の運営に関することを処理する。

（学級担任等の任期）

第 16 条　学級担任，学級副担任及び学年主任の任期は，１年とする。ただし，欠員を生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（教育研究施設）

第 17 条　本校に，教育研究施設として，次の各号に掲げる施設を置き，それぞれに施設長を置く。

一　図書館

二　情報基盤センター

三　AI 社会実装教育研究本部

四　社会基盤メンテナンス教育センター

２　図書館は，各キャンパスに置くものとする。

３　AI 社会実装教育研究本部は，各キャンパスに AI 社会実装教育研究センターを置くものとする。

４　教育研究施設及び施設長に関する事項は，別に定める。

（学生相談等施設）

第 18 条　本校に，学生相談等施設として，次の各号に掲げる施設を置き，それぞれに施設長を置く。

一　学生相談室

二　キャリアサポートセンター

三　いじめ防止対策室

四　修学サポート室

２　学生相談室，いじめ防止対策室及び修学サポート室は，各キャンパスに置くものと

する。

３　学生相談等施設及び施設長に関する事項は，別に定める。

（地域連携推進施設）

第 19 条　本校に，地域連携推進施設として，地域人材開発本部を置き，地域人材開発本部長を置く。

２　地域人材開発本部の下に，次の各号に掲げるセンターを置き，それぞれにセンター長を置く。

一　みらい技術共同教育センター

二　地域イノベーションセンター

３　地域人材開発本部並びに地域人材本部長及びセンター並びにセンター長に関する事項は，別に定める。

（教育研究支援施設）

第 20 条　本校に，教育研究支援施設として，技術教育支援センターを置き，技術教育支援センター長を置く。

２　技術教育支援センター及び技術教育支援センター長に関する事項は，別に定める。

（各種活動推進室）

第 21 条　本校に，各種活動推進室として，次の各号に掲げる室を置き，それぞれ室長を置く。

一　広報戦略室

二　国際交流室

三　ダイバーシティ推進室

四　教学ＩＲ室

２　各種活動推進室及び室長に関する事項は，別に定める。

（企画評価室）

第 21 条の２　本校に，教育研究活動等及び学校運営の水準向上に資するために，企画評価室を置き，企画評価室長を置く。

２　企画評価室及び企画評価室長に関する事項は，別に定める。

（会議及び委員会等）

第 22 条　本校に，会議及び委員会等を置く。

２　会議及び委員会等に関する事項は，別に定める。

（その他）

第 23 条　この規則に定めるもののほか，内部組織に関し，必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行後最初に任命される第 7 条から第 12 条，第 14 条及び第 15 条に掲げる職務の任期は，第 13 条及び第 16 条の規定にかかわらず，平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附　則

この規則は，平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 22 年７月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和８年４月１日から施行する。